

平成 29 年第 1 回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

平成 29 年 1 月 19 日 午後 3 時開会
午後 4 時 9 分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 平敷 昭人	委 員 喜友名 朝春	委 員 新崎 速
委 員 照屋 尚子	委 員 玉城 きみ子	委 員 松本 廣嗣

(2) 欠席委員

なし

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監	宜野座 葵	教育指導統括監	與那嶺 善道
参 事	新垣 悅男	総 務 課 長	親泊 信一郎
教育支援課長	登川 安政	施 設 課 長	識名 敦
学校人事課長	新垣 健一	県立学校教育課長	半嶺 満
義務教育課長	石川 聰	保健体育課長	平良 朝治
生涯学習振興課長	佐次田 薫	文化財課長	萩尾 俊章

4 議事関係

(1) 開会

平敷教育長が開会を宣告した。

開会後、平成 29 年 1 月 1 日付けて委員に就任した松本廣嗣委員が就任挨拶を行った。

【松本委員就任挨拶】

皆さんこんにちは。1 月 4 日に翁長知事から辞令をいただき、教育委員に就任したばかりの松本でございます。私は熊本県の出身で、昭和 50 年に中部病院の卒業臨床研修を受けに初めて沖縄にきました。研修終了後も中部病院の米国式のすばらしい教育システムに魅了され、外科医として中部病院に長らく残っておりました。その後、県庁に 2 年ほど、そして那覇病院から南部医療センターに 5 年、八重山病院で 3 年過ごしまして、また中部病院に戻り、そこで定年退職し、今に至っております。

中部病院での研修医教育というのは成人教育なのですが、指導医として非常に多くのことを学ばせていただきました。

また、自分の子供達が学校に通うようになると、沖縄の小、中、高校が抱えるいくつかの問題も直接経験させていただきました。まあ、離島ということもあり井の中の蛙になりがちな県民だと思うのですけれども、日本の中でも非常に特殊な状況にある沖縄の今後の将来を担う子供達の為に、先輩の皆様のご指導を仰ぎながら努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお

願いします。

(2) 議事日程の決定

議事日程は、会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 平成 28 年第 16 回議事録の承認

全出席委員異議なく、平成 28 年第 16 回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

平敷教育長が、照屋委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項 1・沖縄県社会教育委員の会議からの提言について

【説明（生涯学習振興課長）】

○ 資料に基づき、沖縄県社会教育委員の会議からの提言について報告を行った。

【質疑等】

○ 新崎委員 家庭教育を進める際の支援のあり方や方向性が示されていて、家庭教育の指針になるのではないかと思っております。作成された委員の先生方、事務局の皆様に敬意を表したいと思います。今後は、この提言が家庭や地域の方々の理解と協力を得ながら、支援の必要な家庭や保護者にどのように繋いでいくのか、具体策と支援の仕組みを作って、家庭の教育力を向上していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 照屋委員 社会教育委員の皆様のご提言を心から感謝いたします。最近コンビニエンスストアの店内で、「家～なれ～運動」のポスターが貼られていたり、CMソングが流れたりということで、とても広くアピールになるのではないかと思っております。この地域の様々な団体とか、児童館や公民館、子育て支援センターなどに繋がっている保護者はこのようなプログラムがあることを認識すると思うのですが、PTA活動に参加できなかったり、児童館や子育て支援センターに繋がらない保護者が一番気になっております。出来れば、産婦人科や小児科医、医師会と連携してこのようなプログラムがあるというお知らせはしておいた方が良いと感じました。私が子どもが小さい頃にお世話になっていたリトミック教室の先生が、この事業に参加しているということを聞いたことがあるのですが、具体的にはどのような事業に参加しているのでしょうか。

○ 生涯学習振興課長 「親のまなびあい」プログラムの実際の中身としては、各地域で実施していただきたい、横の繋がりを取っていただきたいということで、幼児期・小学校低学年・高学年・中学校・高校のプログラムを用意しております。現在主にご活用していただいている例としては、小学校のPTAの後や、中学校では部活動のメンバ

一でやっていくとかですね、通常PTA活動には参加しないが部活動の集まりに参加している保護者の方々もいらっしゃるので、そのような保護者の方々も出来るような形で今広げているところでございます。ただやはり、まだ事業を開始してから2年しか経っていませんので、まだ周辺まで行っているとは思いません。もっとこのプログラムを活用していただくために、アドバイザー養成も行っているところです。もう少し広がっていくようになれば、学校に来ない保護者の方々にも隣近所の方から拡がつていければということで、裾野が広がるよう各団体に呼びかけているところでございます。

- 玉城委員 「親のまなびあい」プログラムは、学力向上対策推進協議会の提言にも含まれています。しかも今回あらゆる場で親のまなびあいが行われるということで、大変すばらしい取組みで関心を持っております。ここで、先ほどからもありますように、なかなか学校の保護者会等に出てこられない保護者をどのようにして、そのような会合へ足を向けさせるかという意味からも、やはり学校の教員にも働きかける必要があると思います。特に学校現場で子どもの様子を一番知っているのは教員ですので、そういうところからも啓蒙を図っていかれるとよいのではないかと考えます。
- 生涯学習振興課長 玉城委員の意見について、アドバイザー養成講座を教諭の単位講習の一つとして、単位が取れるということで、教員にもアドバイザー養成講座を受けるような仕組みにはしてございますので、もっと学校現場の方でもこのプログラムが支持されるように頑張っていきたいと考えております。
- 喜友名委員 家庭教育支援リーダーを配置して、地域に浸透させていくという考え方があるので、現在の配置状況はどのようになっていますか。
- 生涯学習振興課長 家庭教育支援リーダーは各教育事務所に一人ずつの配置になっております。そして、この家庭教育支援リーダーの役割は、アドバイザーの指導です。アドバイザー養成講座で、アドバイザーを養成しておりますが、1、2回のプログラムでは十分とは言えませんので、リーダーが一緒になり、フォローしながらアドバイザーの力をつけていくという形になっております。
- 松本委員 今時、何もなくても携帯電話だけはお持ちの方が非常に多いと思います。そういうITを利用した形で、このプログラムの情報提供をするということが大事だと思いますが、どの程度ITを利用した情報提供は進んでいますか。
- 生涯学習振興課長 今インターネットで「家～なれ～」と検索をかけると、サイトが表示されるようになっており、その中で、プログラムとか、申込み用紙とかございまして、こういう機器を使って見ることもできるようになっております。先程も照屋委員がお話をされました「家～なれ～」の歌を、今回jimamaさんに作っていただきましたが、この歌もサイトの方からダウンロードできるようになっていますので、

こういうものを使ってもっと周知していきたいと考えています。

【質疑等】

- 照屋委員 報告事項のプログラムにはないのですが、昨日からマスコミ報道等について、教育採用試験のことが取り上げられていますけれども、その件について、概要の説明がありましたら、お願ひします。
- 教育長 昨日、18日から報道がございます。今日もございました。新聞、あとテレビ等でもございます。まず1点目が、2015年に実施された県教育委員会の公立学校の教員候補者選考試験、新聞ご覧になっていると思いますが、この件に絡みまして、副知事が特定の複数の受験者を合格させるように県教育委員会側に働きかけていたのではないかという報道がございます。その件についてですけれども、教育委員会の中では働きかけがあったとの報告は受けていないというというのが、こちらの今の考え方でございます。実は、合否決定にあたりましては、氏名とか受験番号とかを伏せた状態で合否決定をしておりますので、その順序も受験番号の順になっていないところでございます。そういうことで、特定の受験生の合格等に作為をするというのはできないという風に考えておりますので、採用試験に関して公平・公正に行われていたと教育委員会としては考えております。もう一つ、教育長の人事についてですが、特定の人物を教育長など重要なポストに登用するように介入したんじゃないかという趣旨の報道でございます。これも記事ご覧になっていると思いますけど、これについてまず、教育長に関しましては、私が新制度の最初の教育長なのですが、教育長ポストは、これは知事の方で議案を議会に提案するようになっております。旧制度上は、教育委員として議案を出して、議会の同意を得た上で、この場（教育委員会）で互選で、教育長とか教育委員長を決めることになっていましたが、この新制度からは教育長という形で議会に提案していますので、これに関しては知事の権限だと考えております。重要ポストの登用の話ですが、それは教育庁内で聞いておりますけれども、そのような事実は確認をされていないというところで、そういうことから無いという風に私は認識しております。その教育庁のポストの中で、課長級以上、統括監までなのですが、これについては、昨年の2月頃に教育委員会議に諮って適切に決定をされたと聞いております。その時は私はおりませんけれども、そのような手続きで踏まれているという風に聞いておりますので、これについては適切になされたものと私は認識しております。以上です。何かご質問はございませんか。

(6) 非公開の決定

議案第2号から第4号までは人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項の規定により非公開とすることが、全出席委員の同意により決定された。

(7) 議案審議

議案第1号・沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部改正

【説明（教育支援課長）】

資料に基づき、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部改正についての説明を行った。

【質疑等】

○ 照屋委員 卒業を満たす単位は74単位ですが、最大限履修できる単位は、74単位を超えて何単位なのでしょうか。

○ 教育支援課長 特に上限を設けていませんが、これまでの平成25年度の卒業生の場合、平均で1番多い学校の平均単位数としては、泊高校が79単位の平均取得履修単位となっております。

○ 照屋委員 では、5単位分の授業料が発生しているということですか。

○ 教育支援課長 あくまで平均です。補足説明ですが、この平成25年度の卒業生に関しては、授業料不徴収交付の該当の生徒でございまして、それで79単位の泊高校はそれもあったかなと推測します。

○ 新崎委員 定時制高校あるいは通信制高校に通う生徒というのは、多く単位を履修するというのが難しい状況にあると思います。やはり上級学校への進学だとか、学力を向上させるためには、先程言ったように、さらに幅広い科目を履修することが必要だと思います。今回の74単位以上の履修についても、就学支援の対象になるということで、能力や意欲のある生徒が、将来の夢や希望を実現するために大いに役立つものだと期待しております。今後教育委員会に留意していただきたいことは、支援を必要とする生徒が支援を確実に受けられるよう制度の周知を徹底してほしいと思います。沖縄子ども調査で、これは小中学校の児童生徒なのですが、貧困層の半分が就学援助を利用していないという実態が浮き彫りになったかと思います。制度を知らなかった、周囲の目が気になり、申請をしなかったという回答が市町村によって異なりますが、およそ5～10%ぐらいあったと報告があります。是非、学校や教育委員会には、生徒や保護者が制度を知らなかっただということにならないように、申請によって免除が認められるということで、制度に対する理解や周知が図られるように是非取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 教育支援課長 沖縄県においては、定時制課程を持つ高校はコザ高校、北部農林高校、中部農林高校、那覇工業高校、八重山商工高校、那覇商業高校、泊高校の7校、通信課程を持つ高校は宜野湾高校、泊高校の2校でございます。合計9校については、この改正が認められましたら、さっそく学校長にしっかりと連絡して、生徒への周知をお願いしていきたいと思います。また、補足説明でございますが、新崎委員からございました

市町村の就学援助の制度の周知については、今年の9月補正で周知・広報事業の予算を確保しまして2月の下旬頃からテレビやラジオ等様々な方法で広報活動を行うなど様々な対策を今後とっていく予定でございますので、この方もご理解お願いします。

- 喜友名委員 新しい制度をスタートするということで、私自身も期待しておりますが、現場での労働環境の面で、少し懸念されるかなと思います。その辺りはどのように考えているのでしょうか。
- 教育支援課長 この授業料免除関係については、例えば家計が急変した場合における生徒も今の規則で対象となっております。また、就学年限が4年を超えた定時制の場合には、そういう場合の免除規定がございます。ですから、通常行っている免除規定の中でこの方の履修単位74単位を超える者についても、対応もしていただきますが、そう大きな負担にはならないと考えております。また、そういう場合においても学校側とも色々と意見交換しながら円滑に生徒の支援がいくように対応して参りたいと考えております。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第2号・学校職員の人事について（非公開）

議案第3号・学校職員の人事について（非公開）

議案第4号・学校職員の人事について（非公開）

(8) その他

特になし

(9) 閉会

平敷教育長が閉会を宣言した。